

厚生労働省発職雇 0312 第 1 号

平成 30 年 3 月 12 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者介助等助成金の支給に関する措置

- 一 障害者介助等助成金の支給対象となる措置として、要約筆記者等の担当者の委嘱を追加すること。
- 二 障害者介助等助成金の支給対象となる障害者として、身体障害者手帳四級以下の聴覚障害者を追加すること。

- 三 障害者介助等助成金として、障害者相談窓口担当者の配置助成金を新設すること。

第二 その他

この省令は、平成三十年四月一日から施行すること。